

## さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会設置規程

## (設置)

第1条 この規程は、さいたま市地域公共交通協議会条例（平成29年さいたま市条例第53号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、さいたま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の専門部会として、東西交通専門部会（以下「部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務について専門的な協議又は調整を行うものとする。

- (1) 平成28年交通政策審議会答申第198号に位置付けられた東西交通大宮ルートに関する事項
- (2) その他部会が必要と認める事項

## (組織)

第3条 部会を組織する委員（以下「部会員」という。）は、協議会の委員の中から、協議会の会長が指名する。

## (任期)

第4条 部会員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 部会員が欠けた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残存任期とする。

## (部会長)

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは

意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の報告)

第7条 部会長は、部会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第8条 部会は、原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は部会が公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月8日から施行する。

さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会 委員名簿

選出区分		氏名	経歴・役職等
条例第3条 第2項 第1号委員	学識経験者	大沢 昌玄	日本大学理工学部 教授
条例第3条 第2項 第2号委員	公共交通事業者等	山田 徹	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社企画調整課長
		市川 善一	埼玉高速鉄道株式会社 代表取締役常務
		中村 浩幸	国際興業株式会社 運輸事業部 次長
		鶴岡 洋	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事
		藤田 貢	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長
条例第3条 第2項 第4号委員	自治会・市民団体等を代表する者	松本 敏雄	さいたま市自治会連合会 会長
条例第3条 第2項 第5号委員	公募による市民	北村 伸彦	市民公募
		坂本 真一	市民公募
		戸村 順子	市民公募
条例第3条 第2項 第6号委員	関係行政機関の職員	高坂 祐一	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 計画課長
		吉田 雅幸	埼玉県企画財政部 交通政策課 副課長
条例第3条 第2項 第7号委員	市の職員	村上 孔	建設局 土木部長
		土屋 愛自	都市局 都市計画部長